

特定非営利活動法人アニマルチャリティジャパン

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人アニマルチャリティジャパン(以下「本法人」という。)の代表理事、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、報酬とは、役員としての役務に対する給与であって、旅費規程に基づき実費として支給される旅費は含まない。

(報酬)

第3条 役員の報酬は、無報酬とする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会が行う。

(以下余白)

特定非営利活動法人アニマルチャリティジャパン
給 与 規 程

第 1 章 総 則

この規程は、特定非営利活動法人アニマルチャリティジャパン（以下「本法人」という）が従業員を雇用した場合の、従業員の給与に関する事項を定める。

第 1 条（賃金の構成）

第 1 項 賃金は、基本給、並びに時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務に係る割増賃金からなる。

第 2 条（基本給）

第 1 項 本法人は、従業員の経験、年齢、技能、職務内容、勤務遂行能力その他の要素をそれぞれ考慮したうえで、基本給を定める。

第 2 項 原則として、基本給は年俸として算出される。年次基本給の 12 分の 1 が毎月、月給として支払われる。

第 3 条（費用等）

第 1 項 従業員は、通常の業務の過程で当該従業員に適切に発生した合理的な費用等について、本法人の費用償還方針に従い、かつ、本法人が当該費用等に関する領収書の提出を求めたときはこれを提出することを条件として、償還を受ける。

第 2 項 本法人は、月額 30,000 円を上限として、従業員に対し、通勤手当を支払う。ただし、従業員は最も経済的合理性のある手段（すなわち、通勤電車・バス等の公共交通機関）を用いるものとする。

第 4 条（強制加入の労働保険・社会保険制度）

第 1 項 本法人は、該当する場合、日本法に基づき、次の政府管掌の労働保険及び社会保険制度に加入する。①健康保険、②厚生年金保険、③労働災害補償保険、及び④雇用保険。かかる制度の保険料は、適用法令に基づき従業員と本法人が負担する。

第 2 項 従業員は、本法人がその裁量により、本法人の従業員が一般に利用できるようにする全ての給付制度のうち、当該従業員が適格を有する制度に参加することができるものとする。ただし、本法人が随時実施する給付制度への参加を終了させる権利を留保する。本法人はまた、その絶対的な裁量により、他の給付制度に変更

する権利、又は当該制度の下で従業員が利用できる給付金等を変更する権利を留保する。

第5条(割増賃金)

第1項 割増賃金は、次の計算式に従って算出され、従業員に支払われる。

- (1) 時間外勤務及び／又は指定された休日に係る割増賃金(従業員が1日8時間若しくは1週間40時間を超えて、又は指定された休日に勤務したとき)

$$\text{基本時間給} \times 125\% \times \text{時間外勤務時間数}$$

- (2) 法定休日の勤務に係る割増賃金(従業員が法定休日に勤務したとき)

$$\text{基本時間給} \times 135\% \times \text{休日勤務時間数}$$

- (3) 深夜勤務に係る割増賃金(従業員が午後10時から午前5時までの間に勤務したとき)

$$\text{基本時間給} \times 25\% \times \text{深夜勤務時間数}$$

第6条(休暇中の賃金)

第1項 本法人は、年次有給休暇期間中、所定の勤務時間について支払われる賃金と同額を支払う。

第2項 本法人は、産前産後休業、母性健康管理、育児休業及び介護休業、育児時間並びに月次病欠の期間中は賃金を支払わない。

第7条(欠勤の取扱い)

第1項 本法人は、欠勤、遅刻、早退、私用外出の時間については、賃金から次の金額を控除する。従業員の時間給×欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数。

第8条(賃金の計算期間及び賃金支払日)

第1項 月次基本給は1日毎に発生し、暦月単位で計算され、翌月25日に支払われる(当該月の25日が銀行休業日である場合、直前の銀行営業日に支払われる)。

第9条(賃金の支払い及び賃金からの控除)

第1項 本法人は、現金により賃金の全額を従業員に対し直接支払う。ただし、本法人は、従業員の事前の承諾を条件として、銀行口座振替により指定の銀行口座に賃金を振り込むことにより支払うことができる。

第 2 項 本法人は、従業員の賃金から次に掲げるものを控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 社会保険料のうち被保険者負担分
- (4) 失業保険料のうち被保険者負担分、及び／又は
- (5) その他、賃金から控除することを従業員の過半数を代表する者と書面により合意したもの

第 10 条（賃金の見直し）

第 1 項 従業員の基本給は、直前年度における当該従業員の勤務成績に基づき、毎年 1 回見直され、調整されることがある。ある年度の基本給の増額は、当該従業員に対し、翌年度又はその後の年度の昇給の権利を与えるものではない。

第 2 項 本法人は、特に必要な場合は、前項のほか不定期に基本給を調整することがある。

(以下余白)

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人アールチャリティジャパン	事業年度	令和5年5月1日～令和6年4月30日
-----	-----------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	132,000 円
受取寄付金	1,365,290 円
役務等受入評価益	82,948 円
チャリティコンサート事業	1,075,000 円
受取利息	20 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	2,655,258 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項【③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引】

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		80,000 円	寄附金
		60,000 円	寄附金
		60,000 円	寄附金
		60,000 円	寄附金
		60,000 円	寄附金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		700,000 円	コンサルタント料
		142,900 円	めぐろパーセンホール使用料
		89,811 円	提携顧問料
		59,730 円	コンサル用チラシプログラム印刷代
		22,885 円	コンサル用ドリフ代

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

3 寄附者に関する事項〔4寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
なし					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間 令和5年5月1日～令和6年4月30日

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
0 人	0 円

5 支出した寄附金に関する事項〔⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日〕

支出先の名称等	住 所	支 出 年 月 日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
		令和5年 8月9日	232,380円	保護動物(犬)の 医療費等
		令和5年 8月10日	232,380円	保護動物(犬・猫)の 医療費等
		令和5年 8月10日	232,380円	保護動物(犬)の 医療費等
		令和6年 1月25日	305,000円	保護動物(犬)の 医療費等
		令和6年 1月25日	305,000円	保護動物(犬・猫)の 医療費等
		令和6年 1月29日	305,000円	保護動物(犬)の 医療費等
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	1,612,140円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

[illegible]

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 アニマルチャリティジャパン					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓	
イ							
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
区 分		①	②	③	④	⑤	
④	令和5年5月1日～令和6年4月30日	6人	2人	33.3%	0人	0%	
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑦	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑧	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑨	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑩	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
申請時		人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

⑤ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「①～⑥」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑥」については、イに記載する各期間（「①」から「⑥」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑥」については、イに記載する各期間（「①」から「⑥」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人アニマルチャリティージャパン		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	・会計ソフト(TKCNPO法人 会計データベース)使用 ・ルーズリーフ	随時	7年
仕訳日記帳	・会計ソフト(TKCNPO法人 会計データベース)使用 ・ルーズリーフ	随時	7年

(記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週1回」のように記載します。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初案)

法人名	特定非営利活動法人アニマルチャリティジャパン						チェック欄	
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること								✓
イ								
項	日	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動		有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動		有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動		有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ								
項	日	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無		有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時の価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無		有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無		有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無		有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次案)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人ア・マルチャリテ・ジャパン		チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）			
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類			
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程			
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類			
ヘ 助成の実績を記載した書類			

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		☒ する ☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 アニマルチャリティジャパン
-----	-------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

